

令和5年（あ）第246号 業務上過失致死傷被告事件

被告人 勝俣 恒久（死亡）

被告人 武黒 一郎

被告人 武藤 栄

意見書

令和7年1月28日

最高裁判所第二小法廷 御中

被害者参加人ら代理人

弁護士 河合 弘之

同 海渡 雄一

同 大河 陽子

同 甫守 一樹

同 北村 賢二郎

意見の趣旨

表記事件の審理について、被害者参加人ら代理人は、刑事訴訟法316条の35にもとづいて、検察官役の指定弁護士の職務権限の行使に関して、本件において被害者が受けた被害に照らして、以下のとおり、意見を述べます。

- 1 指定弁護士が提出した上告趣意書は正当なものであり、これにもとづいて原判決を速やかに破棄するよう求める。
- 2 東京電力株主代表訴訟において行われた証人調べと被告本人尋問の結果は、本件において、東京電力の元役員の責任を直接明らかにするものである。しかし、

東京高裁は、残念ながらこれらの証拠を取調べていない。

東京高裁は、指定弁護士の求めた証人調べ（濱田証人と渡辺証人については、詳しい調書を添付した人証申請がなされたにもかかわらず、必要性なしとして人証調べは却下したのである。）と、原発事故現地の検証申請を却下し、取り調べなかった。

この点は、指定弁護士による上告趣意書においても、高裁の証拠調べ却下について厳しく批判されているところである。

最高裁は、審理不尽のまま、言い渡された東京高裁の原判決を破棄し、本件の審理を東京高裁に差し戻したうえで、これらの指定弁護士が求めていた証拠調べを実施させ、福島原発事故の被害者救済と、このような悲惨な事故の再発防止につながる司法判断を行うことを強く求めるものである。

意見の理由

1 第10回最高裁要請行動後の集会で島崎邦彦氏が講演

2024年12月19日の本件（以下「東電刑事裁判」といいます。）の第10回最高裁要請行動後の集会で、国の地震調査研究推進本部（以下「推本」といいます。）の長期評価部会長であり、原子力規制委員会委員長代理でもあった島崎邦彦氏が『「長期評価」の見解の科学的信頼性と津波対策、原判決の誤りをたぐす』と題して講演されました（全国町村会館 ホール）。

いうまでもなく、島崎氏は、推本の長期評価の策定に、長期評価部会長として関わっただけでなく、福島第一原発事故後、東電刑事裁判における東京地裁での審理で「長期評価」の策定の過程について、2期日を費やして、詳細に証言された方です。

島崎氏は、原子力規制委員会の委員長代理として、原子力規制行政の一端を担った方であり、近著『3. 11 大津波対策を邪魔した男たち』（参考資料4として提出）の出版後も、少数の例外を除いて原則として講演依頼は断られてきました。

しかし、島崎氏は、東電刑事裁判の審理の行方に重大な関心を寄せられ、福島原発告訴団と東電刑事訴訟支援団が主催する、最高裁行動後の集会に参加し、講演をされただけでなく、福島原発告訴団、東電刑事訴訟支援団の弁護団メンバーである海渡雄一弁護士と事故後東京電力の津波対策に関して多くの著書を出版されてきたジャーナリストの添田孝史さんのインタビューにも答えられました。

この講演の内容とインタビューの内容は、島崎氏の本件裁判における証言にはなかった新たな事実や、最新の原子力規制委員会の政府からの独立性にもか

かわる重要な事実を含むものです。

この講演全体の動画、講演内容を書き起こした資料を、本書面に添付して提出し(参考資料11の1、11の2)、島崎氏の前掲の著書の内容を含め、ポイントをご説明します。

2 そもそも地震国日本では原発を立てるべきではなかったと断言された島崎氏

島崎氏は、まず、「日本は地震国なのだ」「珠洲原発を止めた住民の方々の努力がなければ、日本はこの正月の能登地震で大変なことになっていた」「そもそも日本では原発は建ててはならなかったのだ」と明確に述べられました。



パワーポイント資料を準備してお話する島崎氏（12月19日全国町村会館 ホール）

3 勝俣氏は、地震に関して並々ならぬ関心を持っていた

島崎氏の前掲著書にも書かれていますが、被告人の一人である勝俣氏は、2009年に、東電設計主催の島崎氏の地震の予知に関する講演会を、最前列で聞き、名刺交換をして帰られたということです。

裁判では、被告人勝俣は地震や津波のことは専門の部下に任せていた旨を証言しましたが、全く事実に反することがわかります。被告人勝俣は、自社の原発の地震・津波に対する安全性に、重大な関心を持っていて、勉強していたのです。

4 2002年推本の長期評価について、東電が無視した背景にも原子力ムラとそれと内通した地震学関係者の暗躍があった

島崎氏は、東電刑事裁判での証言の後に、前掲著書で、「レベル7」のジャーナリストたちが情報公開で明らかにした文書を基に、長期評価が国と電力会社によって無視され続けた背後に、原子カムラとそれと内通した地震学関係者の暗躍があったことを、実名で暴きました。

2024年12月19日の講演でも、2002年の長期評価の策定後に、内閣府防災担当からのすさまじい横やりがあったこと、このような工作の中で、推本の事務局の中でも腐敗が進み、その組織が変質していったこと、自分が親しいと思っていた事務局メンバーが実は原子カムラのスパイだったことを知って愕然としたことなどが生々しく語られました。

5 2011年2／3月の推本の長期評価の改訂版の公表をめぐる電力会社と推本事務局との暗闘

2011年2月から3月にかけて、推本の長期評価の改訂版の公表をめぐる電力会社と推本事務局との暗闘は、前掲『3.11大津波対策を邪魔した男たち』のもっとも衝撃的な経過でした。

島崎氏は、自分が日常的に接していた推本の事務局メンバーが、自分の知らないところで、電力会社と秘密会を開き、長期評価の第二版の原案の書き換えと公表の延期を話し合っていたことに、全く気が付かなかったことを正直に告白しました。

推本は、2010年4月から日本海溝沿いの海域を含む太平洋沖の領域の長期評価をやり直し、第二版を公表する作業を進めていました。その作業には2002年から8年間の間に進められた福島沿岸の貞観の津波などの津波堆積物の調査が反映され、2011年3月には、推本の長期評価の改訂版がまとまり、3月9日には公表の予定となっていました。

なによりも、驚くことは2月に準備されていた原案には、次のように書かれていたことです。

「宮城県中南部から福島県中部にかけての沿岸で、巨大津波による津波堆積物が約四五〇～八〇〇年程度の間隔で堆積しており、そのうちの 하나가八六九年の地震（貞観地震）によるものとして確認された。貞観地震以後の津波堆積物も発見されており、西暦一五〇〇年頃と推定される津波堆積物が貞観地震のものと同様に広い範囲で分布していることが確認された。貞観地震以外の震源域は不明であるものの、八六九年貞観地震から現在まで一〇〇〇年以上、西暦一五〇〇年頃から現在までに約五〇〇年を経ており、巨大津波を伴う地震がいつ発生してもおかしくはない。」（島崎邦彦氏前掲書211頁）

これが、本来は2011年3月9日に公表される予定だったのです。これが、

予定通り公表されていれば、津波で亡くなる方の数はうんと減らせたはずだという、島崎氏の悔恨の言葉には、とても重みがあると思います。

2011年3月3日に、推本事務局と東電・東北電力・日本原電の間で秘密会が開催されていました。そこで、原案をマイルドな表現に書き換えること、さらに2011年3月9日に予定されていた公表を、4月に延期し、電力会社とすり合わせを継続することをきめ、結局津波対策を妨害し、東北地方の住民に対して、津波対策についての強い警告を行う機会を逸してしまったのです。

この原案が公表されていたら、その後の日本の歴史は大きく変わったことでしょう。島崎氏は、推本が想定した地震そのものが、公表の2日後に起きたことになったはずだと述べています。

貞観地震だけでなく、西暦1500年頃と推定される津波堆積物が発見されていたことも驚きです。そして、地震後のことではありますが、歴史記録としても、1454年に津波が起きていたことの記録が発見されたのです（保立道久『歴史の中の大地動乱 奈良平安の地震と天皇』2012年 231-232頁）。

この長期評価の改訂版が公表されていれば、地震発生時に、宮城や福島の人々が山側に退避する行動を速やかにとり、多くの人命を救えたでしょうし、なによりも、東日本大洋沖の大地震と大津波が「想定外」のものではなく、政府が想定していたにもかかわらず、東電や政府の保安院が無策のまま、起きたことを国民の共通認識にすることができたでしょう。直前すぎて事故そのものは避けられなかったかもしれませんが、東電と国の責任がうやむやにされることはなかったはずです。

6 長期評価改訂版の公表に対する電力会社による執拗な妨害

本来は2011年3月9日に公表される予定だった、この長期評価の改定案が公表されなかったのはなぜでしょうか。それは、電力会社が、対策を求められることを防ぐため、必死に妨害していたためです。

島崎氏によると、妨害工作は2月から始まっていたようです。

島崎氏は2018年5月24日に実施された原々審における主尋問の最後に、次のように証言しています。

3月11日に、「TBSに行って、そこで正に津波の現状を知りました。」
「いろんなことを考えましたけれども、結局、我々の貞観地震に対する評価が間に合わなかったわけです。で、本来の予定だったら、3月に評価をして、順調にいけば、3月の9日ですね、水曜日に評価をして、その晩の7時のニュースと、翌日10日の朝刊で、東北地方には海岸から3キロ、4キロまでくる津

波があるんだという警告が載ったでしょう。そうすれば、その翌日の津波に遭遇した人は、ひょっとして、昨日見た、ああいう津波があったというのを思い出されて、おそらく何人かの方は助かったに違いないと思うわけです。それで、実際には、2月の後半ですね、2月の22日に保安院と事務局が、我々の知らない間に会っていたんですけれども、その前の21日に、23日に聞かれる海溝分科会の打ち合わせを、事務局としました。その前の17日に、事務局の本田係長から僕宛てにメールがあつて、3月に公表予定のこれを4月に延期してほしいと言われたんです。それで、県に事前説明するのと、電力会社に事前説明をするということであったので、私は、電力会社というのはちょっとおかしいんじゃないの、公共企業体に連絡をするというんだったら、ほかの、鉄道だとか電話だとか、ほかにもあつて、なんで電力なのという疑問。それから、3月に決定して、4月に公表するという案があつて、それはないです、決定してすぐ公表しないで、その間に何か起きたらどうするんですかと言ったら、事務局は、3月にはほかにも議題がある」と言われました。「4月に延期するのはやむを得ないかなと思って、了承したんです。」「なんで4月に延期したのかと思って、自分を責めました。ああ、これで一体何人の方が命を救われなくなったのだろうか。これは、確かに私にもその責任の半分はあるんだと思いました。」（証人尋問調書(第11回公判) 131頁～132頁)

この証言についてジャーナリストの木野龍逸さんは、この証言の際に、島崎氏は「声を詰まらせた。傍聴席には、原発事故による避難者も多数詰めかけていた。しんとした法廷では、鼻をすする音も聞こえた。」と報じています(木野龍逸氏による島崎邦彦氏に対するインタビュー(2018.8.23)¹より)。このような真摯な思いがあり、島崎氏はこの改訂版の公表の延期された過程を調べて、上記の著書をまとめられたわけです。

2011年2月23日に長期評価部会に提案された事務局による改訂案でも、1500年頃の津波堆積物が広範に分布していることが確認されたとする部分は残され、「貞観地震以外の震源域は不明であるが、巨大津波を伴う地震が発生する可能性があることに留意する必要がある」と書かれていました。原案より後退していますが、十分インパクトのあるものだったと言えます。

3月3日にも、推本事務局と東電・東北電力・日本原電の間で秘密会が開催されていました。そこでは、さらに2011年3月9日に予定されていた公表を、4月に延期し、津波堆積物が原発の近くにまで及んでいることを極力書かせないよう、電力会社とすり合わせを継続することをきめていました。

¹ <https://news.yahoo.co.jp/feature/1050/>

これまで、私たちは、3月7日に東電が保安院に対して、2002年の推本長期評価にもとづいて、15.7メートルの津波高さの計算結果を報告したことを強調してきました。しかし、この話し合いそのものが、長期評価の改訂版に対して、どのように対応するかを東電と保安院の間ですり合わせるため、保安院が東電の担当者呼び出したものだったのです。

結局、推本の事務局と電力会社と保安院は共同して津波対策を妨害し、東北地方の住民に対して、津波対策についての強い警告を行う機会を逸してしまったといえると思います。

7 「後出しじゃんけん」で想定外とされてしまった東北地方太平洋沖地震

3月11日14時46分に東日本太平洋沖地震が発生します。15時22分頃から、福島第一原発サイトに津波が到達し、全電源が順次喪失していきます。

大地震の発生した当日である3月11日の夜の9時から急遽在京のメンバーだけが参加して開催された臨時の地震調査委員会では、発言者の大半は、公表予定であった推本の改訂版を明らかにし、事前に公表はできなかったものの、推本としては3.11地震を想定していたことを公表すべきと意見を述べていました。

たとえば、委員長の阿部氏は、「それは違う。大津波を伴った貞観地震については検討していたのではないか。」と言った。島崎氏は3月9日に長期評価の改訂版を公表する予定であったことを説明した。強震動部会の入倉幸次郎氏も、「全然想定していなかったとは言えない」と意見を述べた。委員の佐竹健治氏は、「前回（正しくは二月の地震調査委員会）、貞観の話について岡村委員から意見が出て、……明らかに繰り返していて、いつ起きてもおかしくないという表現を使うかと言う議論がメールでもあった。そういう議論をして、個人的には今はまさにそれなのではないかという気がしている。……少なくともそういう議論があったということに言及するのはどうなのか。」

これらの意見に対し、文科省科学官（推本の事務局担当）の山岡耕春氏は、次のように強く反対した。

「後出しジャンケンのように思われるのはよくない。……こういう事態で言うことが潔いのかという気がする。……議論して一部の委員はこのような津波が発生することを、非常に真摯に危機感を持っておられたことは事実だが、それをこの段階で評価文に書くことは気分的には乗らない」（島崎氏前掲書235-237頁参照）。

推本の事務局の「想定していたという公表は後出しじゃんけんになる」という

理屈はまことに珍妙なものでした。しかも、委員の大勢にも副わないものでした。しかし、推本事務局で、この地震は想定外であったと公表することを押し通したのです。この強引な発表は、推本事務局が東京電力とぐるになって津波対策を妨害し続けてきた事実を隠ぺいするためのものであったといわざるを得ません。

8 「今の原子力規制委員会には、地震専門家として、私とは「真逆」の人が委員になった。お前で大丈夫なのか。」

そして、島崎氏は、2024年12月19日の講演の中で、「今の原子力規制委員会には、地震専門家として、私とは「真逆」の人が委員になった。私は「お前で大丈夫なのか」といいたい。」と強い言葉で原子力規制委員会の新任委員を強く批判しました。

司会の海渡雄一弁護士が「その真逆の人とは山岡さんのことですね」と確認しました。島崎氏は、もちろん大きくうなづいたのです。



右から島崎氏、海渡雄一弁護士、添田孝史氏、大河陽子弁護士（12月19日全国町村会館ホール）

9 脱原発弁護団連絡会による山岡恒春委員らの原子力規制委員就任に対する抗議声明

「脱原発弁護団連絡会」は、山岡委員らの規制委の委員就任に対して、2024年10月17日「原子力規制委員会の委員任命に対して強く抗議するととも

に、原子力規制委員会設置法の改正を求める声明」を公表しています²。

声明は次のように山岡氏を断罪しています。

「山岡氏は、委員に選任された後、原子力規制委員会のホームページ上で、委員からの一言として、『2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、私を含め地震学者の予想を超えるまさかの規模の地震で、超巨大地震による被害のすさまじさを見せつけられました。』と述べている。しかし、上述のとおり、山岡氏は、地震調査委員会の内部にいて、この地震が事前に想定されていた事実を認めながら、『あとだし』になるとして、これを公表することに反対したのであって、東北地方・太平洋沖地震が想定外の地震ではなかったことは当然に認識していた。よって、この一言は、自らの行った長期評価の改訂版の隠ぺいを糊塗するためになされた明らかに虚偽の説明である。原子力の推進のために、原子力事業者と結託して行政をゆがめ、このような虚偽の説明を今もなお繰り返すような人物は、到底公正な人物とは言えず、法の定める「高い識見」を有する者、「人格が高潔」な者であるとは言い難い。」

島崎氏の、講演における発言は、このような脱原発弁護団全国連絡会の示した危惧を裏付けるものだったと言えます。

10 最高裁が、厳しく裁かなければ、次なる原発過酷事故は避けられない

福島第一原発事故から、まもなく14年。こんな人物が、地震専門家として規制委員会の中心に座り、原発復活を鮮明にした政府のエネルギー基本計画が策定されようとしています。

東北日本太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震の連続により、日本全土が1000年に一度の大地殻変動期に突入し、想定をはるかに超える地震、火山爆発の危機が高まっています。深刻な自然災害に起因する原発事故の危険性がかつてなく高まっていることは明らかです。そして、原発の発電方法としての優位性は完全に崩れており、再稼働をしなくても、エネルギーの需給には何ら支障がないのです。

ここで、最高裁が、原発に求められる安全性（国土や国民の生活が何十年にもわたって奪われる被害の甚大性に鑑み、「万が一にも」過酷事故を起こしてはならない安全性）を法令に基づき正しく認定し、そのような安全性を要求される施設の設置者の役員には「万が一にも」過酷事故を起こさないよう高度な注意義務が求められることを認定し、被告人らがそのような注意義務を果たしていなか

² <https://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/24-10-17/>

ったことをきちんと認定・判示することが不可欠です。

一審、二審の判決のままでは、原発には高度な安全性は求められておらず、原発事業者の役員の注意義務も高度なものを求められていません。過酷事故を起こして国土・国民の生活を奪っても原発事業者の役員らは何ら刑事責任を問われないこととなります。これでは、次なる原発過酷事故は避けられません。

島崎氏が、東電刑事裁判における口頭弁論開催を求める市民らの集会に参加し、述べられたことは、この事件を審理していただいている最高裁判事の皆さんにも、ぜひ読んでいただきたいと思います。

以上